省　令

○総務省令第百二十九号

国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令（平成十八年政令第七十三号）附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令（昭和三十三年政令第百四十三号）第四十条の規定に基づき、及び恩給法（大正十二年法律第四十八号）（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則その他恩給に関する法令を含む。）を実施するため、恩給給与細則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

恩給給与細則等の一部を改正する省令

第一条　恩給給与細則（昭和二十八年総理府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

別紙第一号書式から第十三号書式までの規定中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

別紙第十四号書式中「（※代筆の場合は、申請者の印を押してください。）」を削る。

別紙第十五号書式及び第十六号書式中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

別紙第二十七号書式から第三十一号書式まで、第三十八号書式、第三十九号書式及び第四十一号書式から第四十八号書式までの規定中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

別紙第五十五号書式中「（※代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」を削る。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令の一部改正）

第二条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定により給すべき扶助料又は改定すべき扶助料の請求手続に関する省令（昭和三十一年総理府令第九十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号書式から第三号書式までの規定中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

別記第四号書式中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

別記第五号書式中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

（国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条　国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令（平成十八年総務省令第四十九号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号書式から第九号書式までの規定中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

別記第十号書式中「（※代筆の場合は、申請者の印を押してください。）」を削る。

別記第十一号書式中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

別記第十五号書式中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

別記第二十二号書式中「（※代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」を削る。

（恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令の一部改正）

第四条　恩給法等の一部を改正する法律附則第十三条の規定により給すべき特例傷病恩給の請求手続に関する省令（昭和四十六年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号書式中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

別記第二号書式及び第三号書式中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百三十号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）第百四十八条の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

別記第六十五号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考　政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第六十六号様式中「印」を削る。

附　則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

○総務省令第百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の規定に基づき、地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣　武田　良太

地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村）条例制定（改廃）請求書様式及び別記何広域連合条例制定（改廃）請求書様式中「住所　　氏名」に、「（住所　　（氏名）印」を「住所　　氏名」に、「（住所　　（氏名）印」に改める。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村）条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式中「氏名　印」を「氏　名」に、「（氏　名）印」に改め、同様式備考を次のように改める。

備　考

一　請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。

二　氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集委任状様式中「住所　　氏名　印」を「住所　　氏名」に、「（住所　　（氏名　印）」を「（住所　　（氏名）」に改め、同様式備考を次のように改める。

備　考

一　請求代表者が二人以上あるときは、そのうち一人以上の住所、氏名、生年月日及び性別を記載すること。

二　氏名は自署（盲人が公職選挙法施行令別表第一に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。）すること。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村）条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式中「氏名　印」を「氏　名」に、「（氏　名）（印）」を「（氏　名）」に改める。

別記何広域連合条例制定（改廃）請求署名収集証明書様式中「住所　　氏名　印」を「住所　　氏名」に、「（住所　　名　印）」を「（住所　　名）」に改める。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村））職員措置請求書様式（第十三条関係）中「氏名　印」を「氏　名」に、「（氏名）（印）」を「（氏　名）」に改める。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村））事務監査請求書様式及び別記何広域連合事務監査請求書様式中「住所　　氏名　印」を「住所　　氏名」に、「（住所　　名）」に改める。

別記都（何道府県）（何郡（市）町（村））職員措置請求書様式（第十七条の十四関係）中「氏名　印」を「氏　名」に、「（氏　名）（印）」を「（氏　名）」に改める。